平成２９年度
障害児通所支援事業者集団指導

川崎市健康福祉局
障害保健福祉部障害計画課
事業者指定担当　事業者指導担当

目　次

１．指導・監査について
２．人員基準・設備基準について
３．運営について
４．必要な届出について
５．各種加算について
６．その他

1.　指導・監査について

1　指導・監査について

◎　指導の目的

　指定事業者が児童福祉法及び関連法令等の規定に基づいて支援及び請求等に関する事項について周知徹底することにより、障害児通所支援等の質の確保及び障害児通所給付等の適正化を図ること。

1　指導・監査について

◎　基本的な法令等

①　川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
（平成24年川崎市条例第54号）　　（以下、「基準」という）

②　川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
（平成24年川崎市条例第56号）

③　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

④　厚生労働大臣が定める一単位の単価
（平成24年3月14日厚生労働省告示第128号）

1　指導・監査について

指導の実施

「川崎市指定障害児通所支援事業者等指導実施要綱」に基づき実施

● **集団指導**
本市が指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等に対して、必要な指導の内容に応じて、一定の場所に集めて行う指導。

● **実地指導**
本市が指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等に対して、指定障害児通所支援事業者等の事業所において実地に行う指導。

1　指導・監査について

監査の実施

「川崎市指定障害児通所支援事業者等監査実施要綱」に基づき実施

● **監査**

支援内容等が行政上の措置に該当する内容であると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合又は障害児通所給付等に係る費用の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採る。

2.　人員基準・設備基準について

2　指定基準について　（人員基準）

【人員基準における「常勤」とは】

事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していることをいいます。（※　一部の例外あり）

【人員基準における「常勤換算」とは】

従業者のそれぞれの勤務時間数の総数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算することです。

※勤務時間は休憩時間を除いた実労働時間です。

2　指定基準について　（人員基準）

放課後等デイサービス

平成29年4月1付けで人員配置基準が以下のとおり改正となりました。

<u>改正概要</u>

○人員基準上必要な職員を、「指導員又は保育士」から<u>「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」</u>とする。

○上記のうち、<u>半数以上を児童指導員又は保育士</u>とする。

※人員配置基準上必要な職員に加えて配置する職員については、これまでどおり指導員を配置することが可能

＜経過措置＞
平成29年3月31日において現に存在する障害児通所支援事業所等については、平成30年3月31日までは改正前の基準により職員を配置することができる。

2　指定基準について　（人員基準）

資格要件について

〇児童指導員
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生労働省令第63号）」第43条各号のいずれかに該当する者
（※　詳細は参考資料1を御参照ください。）

〇障害福祉サービス経験者
学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービス（※）に係る業務に従事したもの

（※）ここでいう「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを指す。障害児通所支援や相談支援は該当しないため注意。

2　指定基準について　（人員基準）

放課後等デイサービス

従業者	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	・1人以上は常勤 ・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ①障害児の数が10人まで　2人以上 ②10人を超えるもの　2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 （①及び②の半数以上は、児童指導員又は保育士）
	児童発達支援管理責任者	・1人以上 1人以上は専任かつ常勤
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く （サービス提供を行う時間帯を通じて配置する場合には、機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる）
管理者	・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの ・支障がない場合は他の職務との兼務可	

2　指定基準について　（人員基準）

児童発達支援（センター以外）

		主として重症心身障害児以外	主として重症心身障害児	
従業者	指導員又は保育士	・1人以上は常勤 ・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ①障害児の数が10人まで　2人以上 ②10人を超えるもの　2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	嘱託医	1人以上
			看護師	1人以上
			児童指導員又は保育士	1人以上
	児童発達支援管理責任者	・1人以上 1人以上は専任かつ常勤	児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く （サービス提供を行う時間帯を通じて配置する場合には、機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる）	機能訓練担当職員	1人以上
管理者	・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの ・支障がない場合は他の職務との兼務可			

2　指定基準について　（人員基準）

児童発達支援センター

従業者	嘱託医	1人以上	
	児童指導員及び保育士	それぞれ1人以上 総数はおおむね障害児の数を4で除して得た数以上	機能訓練担当職員の数を総数に含めることができる。
	栄養士	1人以上	障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。
	調理員	1人以上	調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
	児童発達支援管理責任者	1人以上	
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く	
	言語聴覚士	単位ごとに4人以上	・主として難聴児 ・児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く	
	看護師	1人以上	・主として重症心身障害児 ・児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
	機能訓練担当職員	1人以上	
管理者	・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの ・支障がない場合は他の職務との兼務可		

2　指定基準について　（人員基準）

◎　放課後等デイサービス

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の人員配置の考え方について

放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ　障害児の数が10までのもの　2以上

ロ　障害児の数が10を超えるもの　2に、障害児の数が10を超えて5又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上

（イ及びロの半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない）

2　指定基準について　（人員基準）

◎　児童発達支援

指導員又は保育士の人員配置の考え方について

指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ　障害児の数が10までのもの　2以上

ロ　障害児の数が10を超えるもの　2に、障害児の数が10を超えて5又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2　指定基準について　（人員基準）

◎　放課後等デイサービスの児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の人員配置の考え方について

職種	勤務形態	氏名		第１週							第２週							第３週							第４週						
			曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
			開所日	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		
			営業時間	8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	0	8	8	8	8	8	8	0	8	8	8	8	8	8	0
			サービス提供時間	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	0	4	4	4	4	4	4	0	4	4	4	4	4	4	0
			定員	10	10	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10	0	10	10	10	10	10	10	0	10	10	10	10	10	10	0
児童発達支援管理責任者	①常勤・専従	かわさき　はなこ		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		
直接支援職員・・・最低基準の配置職員のみを記載してください。																															
児童指導員	①常勤・専従	かわさき　たろう		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		
保育士	①常勤・専従	かわさき　じろう		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		
障害福祉サービス経験者	①常勤・専従	かわさき　さぶろう			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	
障害福祉サービス経験者	①常勤・専従	かわさき　しろう			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	
合計				2	4	4	4	4	2	0	2	4	4	4	4	2	0	2	4	4	4	4	2	0	2	4	4	4	4	2	0
指定基準上の必要職員				2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	

⇒　この例においては、サービス提供時間（4時間）を通じて、常に定員10人に対して2人以上の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者を配置し、且つ、１人以上は児童指導員又は保育士でなければならない。
（※　上記表では毎週土曜日に児童指導員又は保育士が配置されていないため、人員基準を満たしていない）

2　指定基準について　（人員基準）

◎　児童発達支援の指導員又は保育士の人員配置の考え方について

（児童発達支援、放課後等デイサービス（センター以外））

別紙2－1

人員基準等適合確認シート（児童発達支援・放課後等デイサービス）

（兼　児童発達支援管理責任者配置専任加算、児童指導員等配置加算、指導員加配加算、人員欠如確認、開所時減算確認シート）

事業所名		放課後等デイサービス〇〇かわさき
サービス種類		放課後等デイサービス
サービス提供単位番号	営業形態	放課後

※黄色部分は第１号様式入力後、自動的に入力されます。

職種	勤務形態	氏名		第１週							第２週							第３週							第４週						
			曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
			開所日	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
			営業時間	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	0	8	8	8	8	8	8	0	8	8	8	8	8	8	0
			サービス提供時間	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	0	4	4	4	4	4	4	0	4	4	4	4	4	4	0
			定員	10	10	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10	0	10	10	10	10	10	10	0	10	10	10	10	10	10	0
児童発達支援管理責任者				8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		
直接支援職員・・・最低基準の配置職員のみを記載してください。																															
1 指導員	①常勤・専従	かわさき　たろう		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		
2 指導員	①常勤・専従	さいわい　はなこ			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	
3																															
4																															
5																															
6																															

⇒　この例においては、サービス提供時間である4時間を通じて、常に定員10人に対して2人以上の配置が必要とされる。

（※　上記表では毎週月曜日と土曜日が人員基準を満たしていない）

2　指定基準について　（人員基準）

◎　児童発達支援管理責任者の要件について

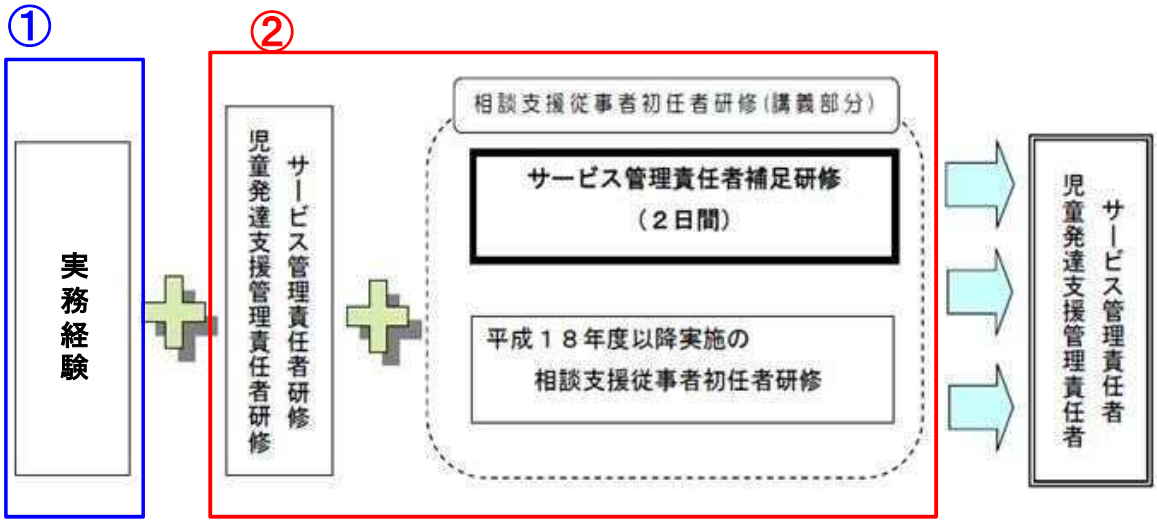

児童発達支援管理責任者として業務にあたるためには、上記の
① 実務経験要件、② 研修要件　　のいずれも満たしている必要があります。

2　指定基準について　（人員基準）

児童発達支援管理責任者

① 実務経験要件

平成29年4月1日付けで、以下のとおり実務経験要件が一部改正となりました。

改正の概要

〇児童福祉施設や児童の福祉に係る事業に従事した期間を実務経験期間に算入できる。

〇障害者、障害児又は児童に対する支援を内容とする業務に従事した期間が通算3年以上必要。

⇒　実務経験の範囲や必要経験年数等の詳細は別添の参考資料2を御参照ください。

＜経過措置＞
平成29年3月31日において現に存在する障害児通所支援事業所等については、同日において現に児童発達支援管理責任者として配置されている者は、平成30年3月31日までは児童発達支援管理責任者として配置することができる。
※経過措置期間内に実務経験要件を満たさない場合は、平成30年4月以降、児童発達支援管理責任者不在となり減算の対象となる。

2　指定基準について　（人員基準）

児童発達支援管理責任者

② 研修要件

○ 研修要件については、以下（1）、（2）の研修をいずれも受講し、受講修了証を提出した時に要件を満たしたものとして認められます。
※ いずれか1つの研修のみの受講では研修要件は満たしませんので御注意ください。

（1） 児童発達支援管理責任者研修
※ サービス管理責任者研修の「児童分野」でも可。
（2） 児童発達支援管理責任者研修補足研修
※ 「サービス管理責任者研修補足研修」もしくは「相談支援従事者初任者研修」でも可。

⇒ 研修要件の詳細については、別添の参考資料2を御参照ください。

2　指定基準について　（人員基準）

◎ 児童発達支援管理責任者の研修修了に係る経過措置について

＜経過措置＞
新規指定事業所又は施設においては、実務経験者であるものについては、児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）未修了であっても、一定期間内に研修を修了することを条件として、児童発達支援管理責任者としてみなすことができる。

＜経過措置の期間＞
事業開始後1年間は、児童発達支援管理責任者の研修修了要件を満たしているものとみなす。また、本経過措置は平成30年3月31日までの有期限のため、平成29年4月1日以降に新規指定を受けた事業所については平成30年3月31日までの間に限り研修修了要件を満たしているものとみなす。（※経過措置期間中に研修を修了しなければ、平成30年4月以降、児童発達支援管理責任者不在となり減算の対象となる。）

2　指定基準について　（人員基準）

◎　児童発達支援管理責任者の要件を満たさない場合の対応について

- 児童発達支援管理責任者欠如減算
  （基本単位数×70%）
- 通所支援計画等未作成減算
  （基本単位数×95%）
- 児童発達支援管理責任者専任加算の要件を満たさない
  （対象児や利用定員数によって報酬単価が異なる）

上記のとおり、加算の算定が不可となるだけでなく、減算が適用となります。

2　指定基準について　（設備基準）

放課後等デイサービス
児童発達支援（センター以外）

- 指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること
- その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること

2　指定基準について　（設備基準）

児童発達支援センター

指導訓練室	・定員は、おおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積は、2．47㎡以上 ・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く。
遊戯室	・障害児1人当たりの床面積は、1．65㎡以上 ・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く。 ・主として重症心身障害児を通わせる場合は、設けないことができる。
屋外遊戯場、医務室、相談室	主として重症心身障害児を通わせる場合は、設けないことができる。
調理室、便所	
静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合
聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合
その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等	

3.　運営について

3　運営について

● 事業所運営については、基準条例における「運営に関する基準」等を遵守すること。
● 「放課後等デイサービスガイドライン」「児童発達支援ガイドライン」及び各種通知等を適宜確認し、運営することが求められる。（ガイドラインについては以下掲載先を参照。）

＜ガイドラインの掲載先＞

「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」

●放課後等デイサービスガイドライン

⇒「1．神奈川県からのお知らせ」⇒「１－２　厚労省からのお知らせ」⇒「2015/04/14付け」

●児童発達支援ガイドライン

⇒「3　川崎市からのお知らせ」⇒「12　事業者指導関係」⇒「4　お知らせ・通知等」⇒「2017/07/26付け」

3　運営について

放課後等デイサービスガイドラインにおける「関係機関・団体や保護者との連携」について

■　関係機関・団体や保護者との連携

ガイドラインにおいては、以下の関係機関・団体や保護者との連携が求められている。

①　相談支援事業者、　②　学校、　③　医療機関や専門機関、
④　保育所・児童発達支援事業所、　⑤　他の放課後等デイサービス事業所等
⑥　放課後児童クラブや自治会等、　⑦　協議会等、　⑧　保護者

上記のうち、「②　学校」との連携については、
- ○　年間計画や行事予定等の交換、下校時刻の確認、引継ぎ項目等の情報共有
- ○　送迎時の対応についての学校との事前調整
- ○　下校時のトラブル等についての連絡体制についての学校との事前調整
- ○　個別支援計画の情報提供
- ○　特別支援教育コーディネーターとの調整
- ○　学校行事への参加

等を行うことで、連携を積極的に図ることが求められている。

3　運営について

放課後等デイサービスについては、平成29年4月1日付けの基準条例の改正により、以下の規定が追加されました。

●「放課後等デイサービスガイドライン」に 基づいた放課後等デイサービスの質の評価及び改善を図らなければならない。また、評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない。

●平成 29 年4月1日以降に指定を受けた放課後等デイサービス事業所においては、少なくても以下の情報について指定権者に提供した上で、ホームページ等での公表に努める。
①職員の配置状況（職員の経験年数や資格等）
②主な支援内容及び1日の流れ
③貸借対照表や損益計算書などの財務諸表

3　運営について

放課後等デイサービスガイドラインの評価表について

①　事業者向け放課後等デイサービス自己評価表
⇒　ガイドラインの内容を踏まえ、各事業所で簡易に自己評価を行うことに活用できるもの

②　保護者等向け放課後等デイサービス評価表
⇒　サービスを利用する子どもの保護者等による、ユーザー評価に活用できるもの

上記の①及び②を活用し、以下の手順により事業所運営の質をより高めることが望ましい。（詳細は前出スライドのガイドライン掲載先をご確認ください。）

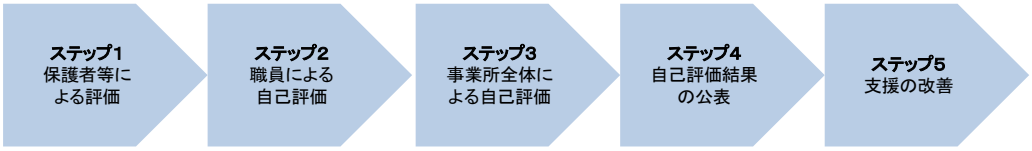

3　運営について

過去の実地指導監査結果から

● 特に指摘の多い項目

① 個別支援計画の作成、同意
② 運営規程（例．正確な職員数が記載されていない）
③ 契約書（例．署名、押印もれ）
④ 重要事項説明書（例．押印もれ）

3　運営について

児童発達支援（放課後等デイサービス）計画作成の流れ

アセスメント
- 児童発達支援管理責任者は、計画作成に当たり、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。
- アセスメントは保護者及び障害児に面接して行う。

原案作成
- 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、保護者及び障害児の意向、総合的な支援方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した計画の原案を作成する。
- 児童発達支援管理責任者は、他の福祉サービス等との連携に努めなければならない。

会議の開催
- 児童発達支援管理責任者は、計画作成に係る会議を開催し、計画の原案について意見を求める。
- 会議は利用者に対するサービス提供にあたる担当者等を招集して行う。

3　運営について

児童発達支援（放課後等デイサービス）計画作成の流れ

交付

- 児童発達支援管理責任者は、計画の内容について保護者及び障害児に対して説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 計画を作成した際には、保護者に交付しなければならない。

モニタリング

- 児童発達支援管理責任者は、計画作成後、計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む）を行う。　⇒　モニタリングの実施
- モニタリングにあたっては、保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次の方法により行う。　①　定期的に保護者及び障害児に面接　②　モニタリング結果を記録

見直し

- 児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

3　運営について

計画の説明・同意及び交付について

児童発達支援（放課後等デイサービス）計画の内容について、保護者及び障害児に対して説明し、文書によりその同意を得なければなりません。

児童発達支援（放課後等デイサービス）計画には、保護者及び障害児への説明、同意、交付日等が確認できるよう、次のような記載をすることをお勧めします。なお、保護者及び障害児への説明は児童発達支援管理責任者が行う必要があります。

【　例　】

児童発達支援（放課後等デイサービス）計画

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

上記計画について説明を受け、同意し、交付を受けました。

〇年〇月〇日　　氏　　名　　〇〇　〇〇　印

保護者氏名　　〇〇　〇〇　印

説明者　　〇〇　〇〇　印

4. 必要な届出について

4　必要な届出について

変更の届出

届け出ている内容に変更が生じた場合、変更の日から**10日以内**に届け出る必要があります。

※　定員増、単位分け、事業所移転を行う場合は、人員基準等を確認するために、前月15日までに届け出る必要があります。届出の際は、必ず事前に御相談ください。

各種加算・減算に変更がある場合

「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書」（体制届）を提出する必要があります。

○　加算の算定の場合

算定を開始する月の前月15日までに提出をする必要があります。

※福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定する場合は、「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書」を算定する月の前々月末までに提出する必要があります。

○　加算の要件を満たさない場合

要件を満たさなくなった日から算定できませんので、速やかに届出をする必要があります。

4　必要な届出について

廃止・休止の届出

〇廃止、休止の場合　　⇒　廃止、休止の**1か月前まで**に提出
〇再開の場合　　⇒　人員基準を確認する為に、**前月15日まで**に届出

※　必ず事前に御相談ください。
※　詳細は以下の掲載先を御参照ください。

変更（廃止・休止）の届出　資料等掲載先

必要書類等は以下を御確認ください。
https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=89&topid=3
（「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3．川崎市からのお知らせ」 ⇒「9．事業所指定申請書様式等（児童福祉法関連）」）

4　必要な届出について

● **事故報告について**

サービス提供中に事故が発生した場合には、当該利用者の家族、川崎市、区役所、神奈川県等に連絡をとり、必要な措置を講じる必要があります。

● **根拠**

基準第54条

● **報告先**

報告先	事故内容
川崎市	1 通院を要する怪我、2 死亡、3 骨折、4 誤嚥、5 食中毒、6 感染症 7 所在不明、8 職員の法令違反・不祥事、8 その他必要と認められる事故
神奈川県	上記のうち1以外全て

● **様式等について**

「事故報告書様式」および事故報告の手順等について定めた「事故報告取扱要領」につきましては、以下掲載先からご確認ください。

「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3．川崎市からのお知らせ」
⇒「10．各種様式（請求・事故報告関連）」⇒「1．共通」⇒「2017／03／23付」

5. 各種加算について

5　各種加算について　【児童指導員等配置加算】

◎　支援の時間帯を通じて1人以上を配置しているものとして都道府県知事に届け出た場合に算定することができる。　（厚生労働省Q&A　平成27年3月31日から抜粋）

別紙２－１

人員基準等適合確認シート（児童発達支援・放課後等デイサービス）

（兼　児童発達支援管理責任者配置専任加算、児童指導員等配置加算、指導員加配加算、人員欠如確認、開所時減算確認シート）

事業所名		放課後等デイサービス〇〇かわさき
サービス種類		放課後等デイサービス
サービス提供単位番号	営業形態	放課後

※黄色部分は第１号様式入力後、自動的に入力されます。

職種	勤務形態	氏名	曜日	第１週							第２週							第３週							第４週						
				月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
			開所日	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
			営業時間	8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	0	8	8	8	8	8	8	0	8	8	8	8	8	8	0
			サービス提供時間	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	0	4	4	4	4	4	4	0	4	4	4	4	4	4	0
			定員	10	10	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10	0	10	10	10	10	10	10	0	10	10	10	10	10	10	0
児童発達支援管理責任者				8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		
直接支援職員・・・最低基準の配置職員のみを記載してください。																															
指導員	①常勤・専従	かわさき　たろう		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		
指導員	③非常勤・専従	さいわい　花子		4					4		4					4		4					4		4					4	
児童指導員	①常勤・専従	なかはら　一郎			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	

⇒　この例においては、サービス提供時間である4時間を通じて、常に1人以上児童指導員等が配置されていれば算定可能。
（※　上記例では毎週月曜日に児童指導員等が配置されていないため不適となる。）

5　各種加算について　【指導員加配加算（指導員等）】

以下の要件を満たす必要がある。

●児童発達支援

給付費の算定に必要となる員数に加え、指導員等を1名以上配置（常勤加算による算定）

●放課後等デイサービス

給付費の算定に必要となる員数に加え、その他の従業者を1名以上配置（常勤加算による算定）

なお、ここでいう「その他の従業者」は、児童発達支援における「指導員等」と同義である。

5　各種加算について　【指導員加配加算（児童指導員等）】

以下の①～③の要件を全て満たす必要がある。（②はサービスごとに異なる）

①児童指導員等配置加算を算定している

＜児童発達支援＞

②給付費の算定に必要となる員数に加え、指導員等を1名以上配置（常勤加算による算定）

＜放課後等デイサービス＞

②給付費の算定に必要となる員数に加え、児童指導員等を1名以上配置（常勤加算による算定）

③給付費の算定に必要となる従業者の員数と加配職員の総数のうち、児童指導員等を2名以上配置（常勤換算による算定）していること

6. その他

6 その他 （業務管理体制の整備に関する届出について）

不正事案の発生防止を目的とし、事業運営の適正化を図るための体制の整備を事業者に対して求めるものです。具体的には以下のとおりです。

「法令遵守責任者」を定める

- 事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者
- 全事業者が対象

「法令遵守規程」を整備

- 法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したもの
- 事業所数が20以上の事業者が対象

「業務執行の状況の監査」を実施

- 外部監査等を実施するもの
- 事業所数が100以上の事業者が対象

◆ より詳しい内容は、以下に資料を掲載しておりますのでご確認ください。

「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3. 川崎市からのお知らせ」⇒「11. 業務管理体制の整備に関するお知らせ」

6 その他 （らくらくへのメールアドレス登録について）

● 重要なお知らせ等の配信について

各種研修や制度改正等に関する情報はインターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載するとともに、同サイトにご登録頂いているアドレス宛に、メールを送信することで周知を図っております。

同サイトにメールアドレス登録がまだお済みで無い場合、または、登録の状況が「仮登録」の場合はメールが送信されません。以下記載の場所に掲載されている手順等をご確認いただき、早急にご登録をお願い致します。

＜メールアドレス登録に関する手順の掲載先＞

・「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「10. 利用マニュアル・振興会からのお知らせ等」⇒「操作マニュアル」⇒「2013/06/18付け」

＜問合せ先＞

・社団法人かながわ福祉サービス振興会情報活用課　ID・パスワード担当
電話：045-680-5686

参考資料１

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）

（児童指導員の資格）
第 43 条　児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
二　社会福祉士の資格を有する者
三　精神保健福祉士の資格を有する者
四　学校教育法 の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
五　学校教育法 の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項 の規定により大学院への入学を認められた者
六　学校教育法 の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
七　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
八　学校教育法 の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項 の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修　了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
九　学校教育法 の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
十　三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

児童発達支援管理責任者の要件

※平成29年４月1日以降告示改正に係る変更後

児童発達支援管理責任者として従事するには、厚生労働省の定める実務経験と研修の修了が必要です。

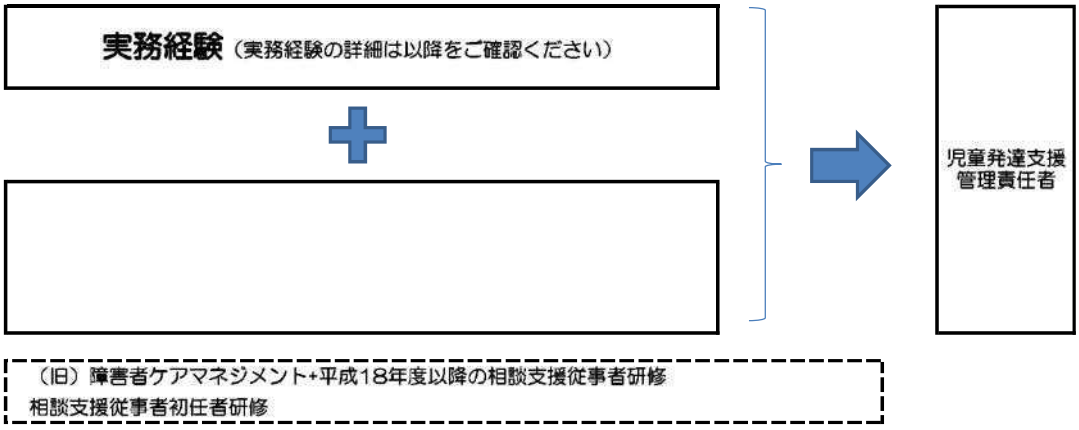

※2　過去にサービス管理責任者研修（児童分野）を修了した者は児童発達支援管理責任者研修を修了しているとみなされます。

児童発達支援管理責任者の要件について定めている法令

「障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」

（平成２４年３月３０日厚生労働省告示第２３０号）

《経過措置期間》

○新規指定事業所又は施設においては、実務経験者であるものについては、平成30年3月31日までの間は、研修未修了であっても児童発達支援管理責任者としてみなすことができる。

○やむを得ない事由により、児童発達支援管理責任者が欠けた事業所又は施設においては、当該事由の発生した日から起算して１年間は、実務経験者であるものについては、研修未修了であっても児童発達支援管理責任者とみなすことができる。

《H29.4　告示改正に係る留意事項》

※下記の相談支援業務については、実務経験年数に含めることはできますが、これらの業務以外に①に記載された施設等での業務経験が通算３年以上なければなりません。

○老人福祉施設　救護施設　更生施設　介護老人保健施設　地域包括支援センター　その他準ずる施設の従業者、準ずる者が、相談支援業務等に従事した期間

※下記の直接支援業務については、実務経験年数に含めることはできますが、これらの業務以外に②に記載された施設等での業務経験が通算３年以上なければなりません。

○老人福祉施設　介護老人保健施設　療養病床関係病室その他準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他準ずる事業の従事者、特例子会社、助成金受給事業所その他準ずる施設の従業者が、直接支援の業務に従事した期間

《H29.4.　告示改正に係る児童発達支援管理責任者の経過措置について》

※平成29年3月31日時点で現に配置されている児童発達支援管理責任者は、当該施設又は事業所においては、実務経験の要件について平成30年3月31日までの経過措置期間が適用されます。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験の範囲と必要経験年数

業務の種類	業務の範囲	内は別に神奈川県として実務経験に含める業務の範囲の例	必要経験年数
①相談支援業務	**ア　相談支援事業に従事する者** 地域生活支援事業 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業		通算５年以上（うち＊のない業務経験通算３年以上）
	イ　相談機関等において相談支援業務に従事する者 児童相談所 児童家庭支援センター 身体障害者更生相談所 精神障害者社会復帰施設 知的障害者更生相談所 福祉事務所 発達障害者支援センター	地域保健法に基づく保健所 市町村	
	ウ　施設等において相談支援業務に従事する者 障害児入所施設 乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 障害者支援施設 精神保健福祉センター 救護施設 更生施設	*老人福祉施設＊* *介護老人保健施設＊* *地域包括支援センター＊*	身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 身体障害者更生施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者福祉センター 知的障害者授産施設 知的障害者更生施設 知的障害者通勤寮 知的障害者福祉ホーム 知的障害児施設 第一種自閉症児施設 第二種自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設（入所、通所） 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） 知的障害者地域生活援助 精神障害者地域生活援助 地域就労援助センター 市町村から補助又は委託を受けている作業所等	
	エ　就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター		

①相談支援業務

オ　学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）において相談支援の業務に従事する者

幼稚園
小学校
中学校
義務教育学校
高等学校
中等教育学校
特別支援学校
高等専門学校

カ　医療機関において相談支援業務に従事するもので、次のいずれかに該当する者

病院
診療所

※社会福祉主事、相談支援専門員等、保育士、児童指導員、障害者社会復帰指導員であって、上記ア～オの実務経験年数が1年以上のもの

通算5年以上（うち＊のない業務経験通算3年以上）

②直接支援業務

ア　施設等において介護業務に従事する者

障害児入所施設
助産施設
乳児院
母子生活支援施設
保育所
幼保連携型認定こども園
児童厚生施設
児童家庭支援センター
児童養護施設
児童心理治療施設
児童自立支援施設
障害者支援施設

老人福祉施設＊
介護老人保健施設＊
病院又は診療所の
療養病床関係病室＊

身体障害者療護施設
身体障害者授産施設
身体障害者更生施設
身体障害者福祉ホーム
身体障害者福祉センター
知的障害者授産施設
知的障害者更生施設
知的障害者通勤寮
知的障害者福祉ホーム
知的障害児施設
第一種自閉症児施設
第二種自閉症児施設
知的障害児通園施設
盲ろうあ児施設
肢体不自由児施設（入所、通所）
肢体不自由児療護施設
重症心身障害児施設
指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児）
知的障害者地域生活援助
精神障害者地域生活援助
地域就労援助センター

イ　事業所等において介護業務に従事するもの

障害児通所支援事業
児童自立生活援助事業
放課後児童健全育成事業
子育て短期支援事業
乳児家庭全戸訪問事業
養育支援訪問事業
地域子育て支援拠点事業

老人居宅介護等事業＊

身体障害者居宅介護
知的障害者居宅介護
児童居宅介護
精神障害者居宅介護
身体障害者デイサービス
児童デイサービス
知的障害児施設

通算10年以上（うち＊のない業務経験通算3年以上）

②直接支援業務	一時預かり事業 小規模住居型児童養育事業 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業 障害福祉サービス事業 第一種自閉症児施設 第二種自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設（入所、通所） 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） 知的障害者地域生活援助 精神障害者地域生活援助 市町村から補助または委託を受けている作業所等	通算10年以上（うち＊のない業務経験通算3年以上）
	ウ　医療機関等において介護業務に従事する者 保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所	
	エ　障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事するもの *特例子会社＊* *助成金受給事業所＊*	
	オ　学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く） 幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 高等専門学校	

③有資格者	ア　次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格 （2）相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの （3）保育士又は国家戦略特別区域限定保育士 （4）児童指導員任用資格者 （5）精神障害者社会復帰指導員任用資格者	②の経験が通算5年以上
	イ　国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	①＋②の経験が通算3年以上

※1　国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

注意事項

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。
例）5年以上の実務経験＝従事した期間が5年間、かつ、実際に従事した日数が900日以上